屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

第１	屋 内 貯 蔵 所 の 区 分	令10

１　屋内貯蔵所の区分

屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術基準は、次の施設形態に応じて定められている。

なお、より詳細な区分については、「屋内貯蔵所の区分表」を参照のこと。　（＊＊＊）

(1) 政令第１０条第１項

独立、専用で平屋建の屋内貯蔵所（基本形態）

(2) 政令第１０条第２項

独立、専用で平屋建以外の屋内貯蔵所（第２類又は第４類の危険物（引火性固体及び引火点が７０度未満の第４類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うもの）

(3) 政令第１０条第３項

建築物の一部に設置する屋内貯蔵所（指定数量の倍数が２０以下のもの）

(4) 政令第１０条第４項

特定屋内貯蔵所（指定数量の倍数が５０以下のもの）

(5) 政令第１０条第５項

高引火点危険物（引火点が１００度以上の第４類の危険物）屋内貯蔵所

(6) 政令第１０条第６項

蓄電池設備により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所

(7) 政令第１０条第７項

指定過酸化物、アルキルアルミニウム等又はヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所

屋内貯蔵所の区分表

屋内貯蔵所

- 独立専用
  - 平屋建
    - 標　準
      - 軒 高 6 m 未 満
        - 6m 未満
        - 20m 未満
      - 軒 高 6 m 以 上 20 m 未 満
    - 特定屋内
      - 軒 高 6 m 未 満
      - 軒 高 6 m 以 上 20 m 未 満
  - 平屋建以外
- 建築物内設置（他用途内）

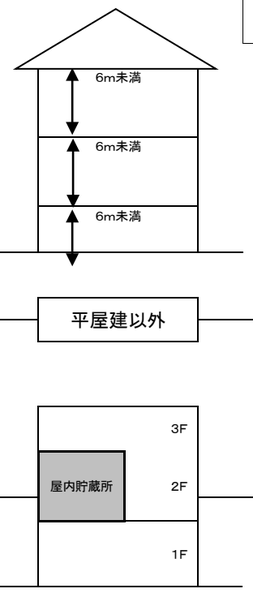

軒高6m未満・標準・平屋建			**屋内貯蔵所**	政令第10条第1項 （表1）
		※1	**火薬類屋内貯蔵所**	政令第10条第1項 規則第72条
		※2	**指定過酸化物屋内貯蔵所**	政令第10条第７項 規則第16条の４
		※3	**アルキルアルミニウム等屋内貯蔵所**	政令第10条第７項 規則第16条の６
		※4	**ヒドロキシルアミン等屋内貯蔵所**	政令第10条第７項
		※5 高引火点危険物のみ	**高引火点屋内貯蔵所**	政令第10条第5項 規則第16条の2の4第2項 （表1）
軒高6m以上20m未満・標準・平屋建		第2類または第4類のみ	**高層屋内貯蔵所**	政令第10条第1項 規則第16条の2 （表1）
		※5 高引火点危険物のみ	**高引火点高層屋内貯蔵所**	政令第10条第5項 規則第16条の2の4第3項 （表1）
軒高6m未満・特定屋内・平屋建		倍数50倍以下	**特定屋内貯蔵所**	政令第10条第4項 規則第16条の2の3第2項 （表2）
		※5 倍数50倍以下 高引火点危険物のみ	**高引火点特定屋内貯蔵所**	政令第10条第5項 規則第16条の2の6第2項 （表2）
軒高6m以上20m未満・特定屋内・平屋建		倍数50倍以下 第2類または第4類のみ	**高層特定屋内貯蔵所**	政令第10条第4項 規則第16条の2の3第3項 （表2）
		※5 倍数50倍以下 高引火点危険物のみ	**高引火点高層特定屋内貯蔵所**	政令第10条第5項 規則第16条の2の6第3項 （表2）
平屋建以外		第2類（引火性固体を除く） 第4類（引火点70℃未満を除く）	**平屋建以外屋内貯蔵所**	政令第10条第2項 （表3）
		※5 高引火点危険物のみ	**高引火点平屋建以外屋内貯蔵所**	政令第10条第5項 規則第16条の2の5 （表3）
建築物内設置（他用途内）		倍数20倍以下	**建築物内屋内貯蔵所**	政令第10条第3項 （表4）

（注）1. ※1火薬類とは、規則第72条第1項に規定する危険物をいう。
2. ※2指定過酸化物とは、規則第16条の3に規定する危険物をいう。
3. ※3アルキルアルミニウム等とは、第3類の危険物のうちアルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。
4. ※4ヒドロキシルアミン等とは、第5類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものをいう。
5. ※5高引火点危険物とは、引火点100℃以上の第4類の危険物をいう。
6. 太線によるフローは、屋内貯蔵所の標準を示す。
7. （表1）、（表2）、（表3）、（表4）は、次ページからの一覧表を示す。

表１高引火点危険物の平屋建の屋内貯蔵所の特例基準の概要

区分／項目		平屋建の屋内貯蔵所	平屋建の屋内貯蔵所	高層倉庫	高層倉庫
			高引火点危険物		高引火点危険物
規制条文		政令第１０条第１項	政令第１０条第５項 規則第１６条の２の４ 第２項	政令第１０条第１項４号 ただし書 規則第１６条の２	政令第１０条第５項 規則第１６条の２の４第 ３項
危険物の指定		なし	第４類（引火点１００℃以上）	第２類・第４類	第４類（引火点１００℃以上）
指定数量の倍数		制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
位置	保安距離	住居　１０ｍ 学校、病院等　３０ｍ 重要文化財の建築物等 ５０ｍ 高圧ガス施設　２０ｍ 特別高圧架空電線 ３ｍ又は５ｍ	２０以下：不要 ２０越： 住居　１０ｍ 学校、病院等　３０ｍ 重要文化財の建築物等 ５０ｍ 高圧ガス施設（不活性ガスの施設を除く。）　２０ｍ	住居　１０ｍ 学校、病院等　３０ｍ 重要文化財の建築物等 ５０ｍ 高圧ガス施設　２０ｍ 特別高圧架空電線 ３ｍ又は５ｍ	２０以下：不要 ２０越： 住居　１０ｍ 学校、病院等　３０ｍ 重要文化財の建築物等 ５０ｍ 高圧ガス施設（不活性ガスの施設を除く。）　２０ｍ
位置	保有空地	５以下　０.5m （耐火構造０ｍ） ５超10以下　１.5m （耐火構造１ｍ） 10超20以下　３ｍ （耐火構造２ｍ） 20超50以下　５ｍ （耐火構造３ｍ） 50超 200以下　１０ｍ （耐火構造５ｍ） 200 超　１５ｍ （耐火構造１０ｍ）	２０以下　０.5m （耐火構造０ｍ） 20超50以下　１.5m （耐火構造１ｍ） 50超 200以下　３ｍ （耐火構造２ｍ） 200 超　５ｍ （耐火構造３ｍ）	５以下　０ｍ ５超10以下　１ｍ 10超20以下　２ｍ 20超50以下　３ｍ 50超 200以下　５ｍ 200 超　１０ｍ	５以下　０ｍ ５超10以下　１ｍ 10超20以下　２ｍ 20超50以下　３ｍ 50超 200以下　５ｍ 200 超　１０ｍ
標識・掲示板		必要	必要	必要	必要
建物構造	階数・高さ	軒高６ｍ未満	軒高６ｍ未満	軒高６ｍ以上２０ｍ未満	軒高６ｍ以上２０ｍ未満
	面積	床面積１，０００㎡以下	床面積１，０００㎡以下	床面積１，０００㎡以下	床面積１，０００㎡以下
	壁	耐火構造 第２類（引火性固体を除く。）・第４類（引火点７０℃以上）のみ又は１０倍以下：延焼のおそれのない外壁は不燃材料で可	耐火構造 延焼のおそれのない外壁：不燃材料で可	耐火構造	耐火構造
	柱	同上	耐火構造 又は 不燃材料	耐火構造	耐火構造
	床	同上	同上	耐火構造	耐火構造
	はり	不燃材料	不燃材料	耐火構造	耐火構造
	屋根	軽量な不燃材料 第２類（粉状のもの・引火性固体を除く。） ：耐火構造で可	不燃材料	軽量な不燃材料 第２類（粉状のもの・引火性固体を除く。） ：耐火構造で可	軽量な不燃材料
	天井	禁止（第５類を除く）		禁止	禁止
	窓	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止	防火設備又は不燃材料もしくはガラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止
	出入口	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定防火設備	防火設備又は不燃材料若くはガラスで造られた戸 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定防火設備。ガラスを用いる場合は網入ガラス	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定防火 設備	特定防火設備 延焼のおそれのある外壁には、自閉式特定防火 設備
設備	架台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必要	必要	必要	必要
	排出設備	引火点が７０℃未満の危険物：必要	不要	引火点が７０℃未満の危険物：必要	不要
	採光・照明	必要	必要	必要	必要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定による。	電気工作物に係る法令の規定による。	電気工作物に係る法令の規定による。	電気工作物に係る法令の規定による。
	避雷設備	１０倍以上	不要	必要	必要
	通風・冷房装置等	セルロイド等の貯蔵倉庫に必要			

表 2 特 定 屋 内 貯 蔵 所 の 基 準 の 概 要

区分 ＼ 項目		特定屋内貯蔵所		高層倉庫	
			高引火点危険物		高引火点危険物
規制条文		政令第10条第4項 規則第16条の2の3 第2項	政令第10条第5項 規則第16条の2の6 第2項	政令第10条第4項 規則第16条の2の3 第3項	政令第10条第5項 規則第16条の2の6 第3項
危険物の指定		な し	第４類（引火点１００℃以上）	第２類・第４類	第４類(引火点１００℃以上)
指定数量の倍数		50以下	50以下	50以下	50以下
位置	保安距離	不 要	不 要	不 要	不 要
	保有空地	5以下 0m 5超20以下 1m 20超50以下 2m	不 要	5以下 0m 5超10以下 1m 10超20以下 2m 20超50以下 3m	5以下 0m 5超20以下 1m 20超50以下 2m
標識・掲示板		必 要	必 要	必 要	必 要
建物構造	階数・高さ	軒高6m未満	軒高6m未満	軒高6m以上20m未満	軒高6m以上20m未満
	面 積	床面積１５０㎡以下	床面積１５０㎡以下	床面積１５０㎡以下	床面積１５０㎡以下
	壁	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	柱	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	床	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	はり	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	屋 根	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
	天 井	—	—	—	—
	窓	禁 止	禁 止	禁 止	禁 止
	出入口	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備
設備	架 台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必 要	必 要	必 要	必 要
	排出設備	引火点が70℃未満の危険物：必要	不 要	引火点が70℃未満の危険物：必要	不 要
	採光・照明	必 要	必 要	必 要	必 要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定によること。	電気工作物に係る法令の規定によること。	電気工作物に係る法令の規定によること。	電気工作物に係る法令の規定によること。
	避雷設備	１０倍以上	不 要	必 要	必 要
	通風・冷房装置等	セルロイド等の貯蔵倉庫に必要	—	—	—

表３高引火点危険物の平屋建以外の屋内貯蔵所の特例基準の概要

区分／項目		平屋建以外の屋内貯蔵所	
			高引火点危険物
規制条文		政令第10条第2項	政令第10条第5項 規則第16条の2の5
危険物の指定		第2類(引火性固体を除く。) 第4類(引火点70℃以上)	第4類(引火点100℃以上)
指定数量の倍数		制限なし	制限なし
位置	保安距離	住居　10m 学校、病院等　30m 重要文化財の建築物等　50m 高圧ｶﾞｽ施設　20m 特別高圧架空電線　3m又は5m	20以下:不要 20超: 住居　10m 学校､病院等　30m 重要文化財の建築物等　50m 高圧ｶﾞｽ施設　20m (不活性ｶﾞｽの施設を除く。)
位置	保有空地	5以下　０ｍ 5超10以下　１ｍ 10超20以下　２ｍ 20超50以下　３ｍ 50超200 以下　５ｍ 200 超　１０ｍ	20以下：　0.5m(耐火構造0m) 20超50以下　1.5m(耐火構造1m) 50超200 以下　3m(耐火構造2m) 200 超　5m(耐火構造3m)
標識・掲示板		必要	必要
建物構造	階数・高さ	階高６ｍ未満	階高６ｍ未満
建物構造	面積	床面積の合計１，０００㎡以下	床面積の合計１，０００㎡以下
建物構造	防火区画	２階以上の床には開口部なし。 (専用階段室を設ける場合を除く。)	２階以上の床には開口部なし。 (専用階段室を設ける場合を除く。)
建物構造	壁	耐火構造	不燃材料 延焼のおそれのあるもの：耐火構造
建物構造	柱	耐火構造	不燃材料
建物構造	床	耐火構造	不燃材料
建物構造	はり	耐火構造	不燃材料
建物構造	屋根	軽量な不燃材料 第２類（粉状のものを除く。）：耐火構造で可	不燃材料
建物構造	天井	禁止	―
建物構造	窓	防火設備 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止。	防火設備又は不燃材料若しくはガラスで造られた戸。 延焼のおそれのある外壁には、設置禁止。
建物構造	出入口	防火設備 延焼のおそれのある外壁には､自閉式特定防火設備。	防火設備又は不燃材料若しくはガラスで造られた戸。 延焼のおそれのある外壁には､自閉式特定防火設備。 ガラスを用いる場合は網入ガラス。
建物構造	階段	不燃材料 屋外設置又は専用階段室	不燃材料 屋外設置又は専用階段室
設備	架台	不燃材料、耐震性等	不燃材料、耐震性等
設備	換気設備	必要	必要
設備	排出設備	不要	不要
設備	採光・照明	必要	必要
設備	電気設備	電気工作物に係る法令の規定によること。	電気工作物に係る法令の規定によること。
設備	避雷設備	１０倍以上	不要

表４建築物内に設ける屋内貯蔵所の基準の概要

区分／項目		建築物内に設置される屋内貯蔵所
規制条文		政令第１０条第３項
危険物の指定		な　し
指定数量の倍数		２０以下
位置	保安距離	不　要
	保有空地	不　要
	形　態	壁、柱、床及びはりが耐火構造の建築物の１階又は２階のいずれか一の階
標識・掲示板		必　要
建物構造	階数・高さ	階高６ｍ未満
	面　積	床面積７５㎡以下
	防火区画	出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁 ・床（厚さ７０㎜以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するもの）
	壁	耐火構造
	柱	耐火構造
	床	耐火構造
	はり	耐火構造
	屋　根	耐火構造
	天　井	―
	窓	禁　止
	出入口	自閉式特定防火設備
	階　段	―
設備	架　台	不燃材料、耐震性等
	換気設備	必　要　（防火ダンパー）
	排出設備	引火点が７０℃未満の危険物：必要（防火ダンパー）
	採光・照明	必　要
	電気設備	電気工作物に係る法令の規定によること。
	避雷設備	１０倍以上
	通風・冷房装置等	セルロイド等の貯蔵倉庫に必要

平屋建の独立専用屋内貯蔵所

第２	保　　安　　距　　離	令10－１－１

１　保安距離

屋内貯蔵所の位置は、製造所第１保安距離（政令第９条第１項第１号）の例によること。

（政令第１０条第１項第１号抜粋）

なお、原則として認定保安距離（政令第９条第１項第１号ただし書）は、適用しないものとする。

（＊＊＊）

第3	保　　有　　空　　地	令10－1－2

1　保有空地

危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（以下「貯蔵倉庫」という。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、２以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令（規則第１４条）で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。

（政令第１０条第１項第２号）

区　　分	空　地　の　幅	
	当該建築物の壁、柱、床が耐火構造である場合	欄に掲げる場以外の場合
指定数量の倍数が５以下の屋内貯蔵所		０．５m以上
指定数量の倍数が５を超える１０以下の屋内貯蔵所	１m以上	１．５m以上
指定数量の倍数が１０を超える２０以下の屋内貯蔵所	２m以上	３m以上
指定数量の倍数が２０を超える５０以下の屋内貯蔵所	３m以上	５m以上
指定数量の倍数が５０を超える２００以下の屋内貯蔵所	５m以上	１０m以上
指定数量の倍数が２００を超える屋内貯蔵所	１０m以上	１５m以上

屋内貯蔵所が火災になった場合、又は周辺の建築物等が火災になった場合に相互に延焼防止するための空地であり、かつ、消防活動等に使用する空地である。

2　保有空地の特例

⑴ 政令第１０条第１項第２号ただし書の規定により、同号の表に定める空地の幅を減ずることができる範囲は、次のとおりとする。（規則第１４条）

① 指定数量の倍数が２０を超える屋内貯蔵所（規則第７２条第１項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）が同一の敷地内に設置されている他の屋内貯蔵所との間に政令第１０条第１項第２号の表に定める空地の幅の３分の１の幅の空地を保有することができる範囲までであること。ただし、当該屋内貯蔵所の空地の幅は、３m未満とすることはできない。（規則第１４条第１号）

ア　規則第７２条第１項に規定する危険物とは、第１類の危険物のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類若しくは硝酸塩類又はこれらのいずれかを含有するもの、第２類の危険物のうち硫黄、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの及び第５類の危険物のうち硝酸エステル類、ニトロ化合物若しくは金属のアジ化物又はこれらのいずれかを含有するもののうち火薬類に該当するものをいう。

（規則第７２条第１項）

イ　相互間の空地の幅は、それぞれがとるべき空地のうち大なる空地の幅を基準として算出すること。（＊＊＊）

②　規則第７２条第１項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う２以上の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置するときは、当該屋内貯蔵所が相互間に０．５ｍの幅の空地を保有することができる範囲までであること。

（規則第１４条第２号）

⑵ 屋内貯蔵所の設置場所が河川に面している等、地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少なく、かつ、消火活動上支障がない場合は、政令２３条の規定を適用して空地の幅を減ずることができる。

（昭和３６年５月１０日付自消甲予発第２５号）（＊＊＊）

３　保有空地の起算点

保有空地の起算点は、別記３［保安距離］の例によること。

４　留意事項

留意事項は、製造所第２．４の例によること。

５　保有空地内の植栽

保有空地内の植栽については、別記５［保有空地内の植栽］によること。

第4	標　識　及　び　掲　示　板	令10－1－3

1　標識及び掲示板

屋内貯蔵所には、総務省令（規則第１７条・第１８条）で定めるところにより、見やすい箇所に屋内貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。（政令第１０条第1項第3号）

標識は、事業所内に存する種々の施設の中で、危険物施設を区分し、その所在を周知させることにより防災上の注意を喚起するために設けるものであり、また、掲示板は、施設の防火に関し必要な事項を掲示することによりその徹底を図るために設けるものである。

なお、標識及び掲示板は、別記6［標識・掲示板］によること。

第5	貯 蔵 倉 庫 の 形 態 （ 独 立 専 用 ）	令10－１－3の2

１　貯蔵倉庫の形態

貯蔵倉庫は、独立した専用の建築物とすること。（政令第１０条第１項第３号の２）

災害の発生、拡大防止の観点から、基本形態としての貯蔵倉庫の形態は、独立・専用の建築物とすることが定められている。

第6	貯　蔵　倉　庫　の　軒　高　等	令10－1－4

1　貯蔵倉庫の軒高等

貯蔵倉庫は、地盤面から軒までの高さ（以下「軒高」という。）が６m未満の平屋建とし、かつ、その床を地盤面以上に設けること。ただし、第２類又は第４類の危険物のみの貯蔵倉庫で総務省令（規則第１６条の２）で定めるものにあっては、その軒高を２０m未満とすることができる。（以下「高層倉庫」という。）　（政令第１０条第１項第４号）

貯蔵倉庫は、可燃性蒸気の滞留による引火、消火活動の困難さ、雨水等の侵入等を考慮してその床を地盤面以上に設けるとともに、万一、火災等の事故が発生した場合にその圧力等を上部に放出し、近隣建築物等への影響を小さくするために平屋建とすることとしている。

また、貯蔵倉庫の地盤面から軒までの高さは、初期消火活動及び消防隊の地上からの放水による消火活動の困難性等を考慮に入れて、原則として６m未満とされている。

⑴　「軒高」とは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さとする。

（平成元年３月１日消防危第１４号・消防特第３４号）

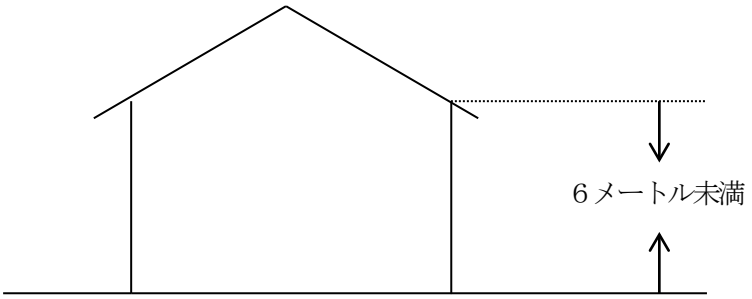

⑵　「床を地盤面以上」とは、周囲の地盤面よりも概ね０．１m以上高くしたものをいうこと。　（＊＊＊）

2　高層倉庫の基準

政令第１０条第１項第４号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫とする。　（規則第１６条の２）

⑴　貯蔵倉庫は、壁、柱、はり及び床を耐火構造とすること。
　なお、「耐火構造」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

⑵　貯蔵倉庫の窓及び出入口には、特定防火設備を設けること。
　なお、「特定防火設備」は、製造所第７．１によること。

⑶　貯蔵倉庫には、規則第１３条の２の３に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りでない。

①　避雷設備は、日本産業規格Z9290-3「雷保護－第3部：建築物等への物的損傷及び人命

の危険」に基づく別記１０［避雷設備］によること。

② 「安全上支障がない場合」とは、製造所第１８．１．⑴・⑵によること。

第２類、第４類の危険物を貯蔵する高層倉庫の例図

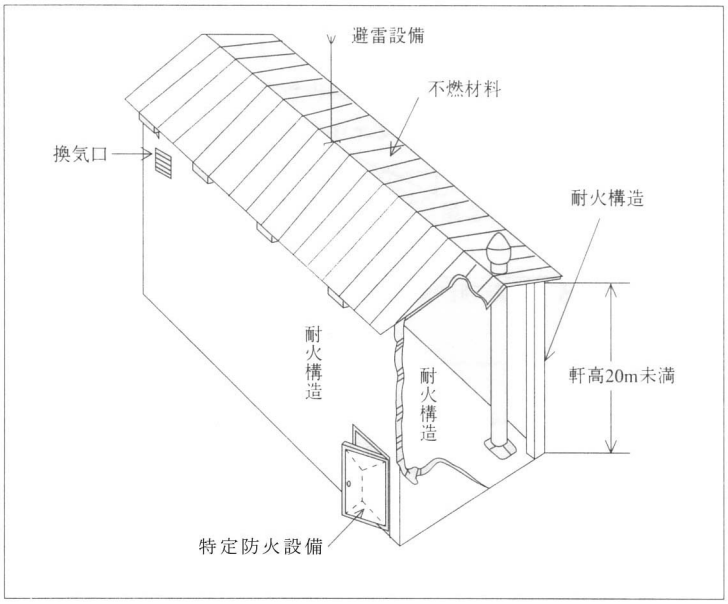

第7	貯 蔵 倉 庫 の 床 面 積 の 制 限	令10－1－5

1　貯蔵倉庫の床面積の制限

一の貯蔵倉庫の床面積は、１，０００㎡を超えないこと。（政令第１０条第１項第５号）

なお、床面積は、建築基準法施行令第２条第１項第３号に定めるところ（建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積）による。

第８	貯　蔵　倉　庫　の　構　造	令10－１－６

１　貯蔵倉庫の構造

貯蔵倉庫は、壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。ただし、指定数量の１０倍以下の危険物の貯蔵倉庫又は第２類若しくは第４類の危険物（引火性固体及び引火点が７０℃未満の第４類の危険物を除く。）のみの貯蔵倉庫にあっては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。　（政令第１０条第１項第６号）

貯蔵倉庫の壁、柱、床は、火災の拡大防止の観点から、原則として耐火構造とすることとされている。

(1) 「不燃材料」及び「耐火構造」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

(2) 「延焼のおそれのない外壁」とは、別記７［延焼のおそれのある部分等］の延焼のおそれのある外壁以外の外壁とする。

第９	屋　　根	令10－１－７

１　屋根

貯蔵倉庫は、屋根を不燃材料で造るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ、天井を設けないこと。ただし、第２類の危険物（粉状のもの及び引火性固体を除く。）のみの貯蔵倉庫にあっては屋根を耐火構造とすることができ、第５類の危険物のみの貯蔵倉庫にあっては当該貯蔵倉庫内の温度を適温に保つため、難燃性の材料又は不燃材料で造った天井を設けることができる。　　（政令第１０条第１項第７号）

屋根は、貯蔵倉庫において、万一事故が発生した場合に、その圧力等を上方に放出させるために、原則として不燃材料で造るとともに軽量な不燃材料でふき、天井を設けないこととされている。

⑴　「屋根を不燃材料で造る」とは、製造所第６．１．⑴によること。

⑵　「金属板その他の軽量な不燃材料」とは、製造所第６．１．⑵によること。

⑶　「不燃材料」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

⑷　「屋根」から必要な採光をとる場合は、製造所第６．１．⑷によること。

第10	窓　　、　　出　　入　　口	令10－１－８

１　窓、出入口

貯蔵倉庫の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖式の特定防火設備を設けること。

（政令第１０条第１項第８号）

危険物を取り扱う建築物は、火災の危険性が大きいので、当該建築物の窓及び出入口も耐火構造等防火性能を有する壁体一体となって延焼阻止の目的を達成するものでなければならないことから、当該窓及び出入口には防火設備を設けることとされている。（＊＊）

(1) 特定防火設備及び防火設備は、製造所第７．１によること。

(2) 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記７［延焼のおそれのある部分等］によること。

第11	網　　入　　り　　ガ　　ラ　　ス	令10－1－9

1　網入りガラス

貯蔵倉庫の窓及び出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

（政令第１０条第１項第８号）

窓及び出入口に用いる網入りガラスは、火災の際に亀裂が出来ても容易に炎が通過する隙間ができないなどの防火上及び爆発時のガラスの飛散防止等を目的としている。

2　留意事項

留意事項にあっては、製造所第８．２によること。

第12	床　　の　　構　　造	令10－１－10

１　床の構造

第１類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第２類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第３類の危険物のうち規則第１条の５第５項の水との反応性試験において同条第６項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。以下「禁水性物品」という。）又は第４類の危険物の貯蔵倉庫の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。　　（政令第１０条第１項第１０号）

床の構造は、禁水性物品等の危険物は、水と作用して発熱又は発火する性質を有するため、また、第４類の危険物は漏えいした場合に水に浮遊又は溶解し拡大する性質を有するため、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とするよう規定している。

(1) 床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とは、床面をコンクリート造とすること等をいう。

(2) 第２類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第３類の危険物のうち禁水性物品の屋内貯蔵所にあっては、防湿のため床の上に通気性のある木製の台を設けることができること。　　（＊＊＊）

第13	床 の 傾 斜 ・ 貯 留 設 備 等	令10－１－11

１　床の傾斜・貯留設備等

液状の危険物の貯蔵倉庫の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。　　（政令第１０条第１項第１１号）

液状の危険物を取り扱う建築物において危険物が流出した場合に、その床面に危険物が浸透するのを防止するとともに、流出した危険物の拡大範囲を局限化し、回収等の事後措置を容易にすることを目的としている。

(1) 危険物が浸透しない構造

製造所第９．１．(1) によること。

(2) 適当な傾斜

製造所第９．１．(2) によること。

(3) 貯留設備の構造

製造所第９．１．(3) によること。

(4) 排水溝の構造

床面には、漏れた危険物を貯留設備に導くための排水溝（幅及び深さ０．１m以上）を設けるとともに、滞水しないように勾配をつけること。

なお、小規模な貯蔵倉庫にあっては排水溝を省略することができる。

（＊＊＊）

第14	架　　台	令10－１－11の2

１　架台

貯蔵倉庫に架台を設ける場合には、架台の構造及び設備は、総務省令（規則第１６条の２の２）で定めるところによるものであること。　（政令第１０条第１項第１１号の２）

２　架台の基準

政令第１０条第１項第１１号の２の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。　（規則第１６条の２の２）

(1) 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。

「不燃材料」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

(2) 架台は、当該架台及びその付属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。

(3) 架台には、危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。

「容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による容器の落下を防止するための措置であり、例えば、当該架台に不燃材料でできた棚等を設けることをいう。

（平成元年７月４日付消防危第６４号）

３　架台の耐震対策

架台の耐震対策については、「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」（平成８年１０月１５日付消防危第１２５号）中の第３「屋内貯蔵所に関する事項」によること。

第15	採光、照明、換気設備及び排出設備	令10－1－12

1　採光、照明、換気設備及び排出設備

貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けるとともに、引火点が７０度未満の危険物の貯蔵倉庫にあっては、内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備を設けること。　（政令第１０条第１項第１２号）

2　採光及び照明設備の基準

⑴　「必要な採光」を屋根面にとる場合は、製造所第６．１．⑷によること。

⑵　照明設備により、危険物の取り扱いに支障がなければ、採光設備を設けないことができる。　（平成元年５月１０日付消防危第４４号質疑）

3　換気設備及び排出設備の基準

換気設備及び排出設備については、別記８［可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表］によること。

なお、換気設備及び排出設備の定義については、製造所第１０．３．⑴・⑵によること。

第16	電　　気　　設　　備	令10－１－13

１　電気設備

電気設備は、製造所第１６電気設備（政令第９条第１項第１７号）の例によること。

（政令第１０条第１項第１３号抜粋）

第17	避　　雷　　設　　備	令10－１－14

１　避雷設備

指定数量の１０倍以上の危険物の貯蔵倉庫には、総務省令（規則第１３条の２の３）で定める避雷設備を設けること。　　（政令第１０条第１項第１４号抜粋）

貯蔵倉庫において、雷撃による火災の発生、施設の破損等を防止することを目的としている。

ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りではない。

（政令第１０条第１項第１４号ただし書）

なお、安全上支障がない場合とは、製造所第１８．１．⑴・⑵によること。

２　避雷設備の基準

避雷設備は日本産業規格Z9290-3「雷保護－第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」に適合するものとし、この規格

における危険物施設に対する保護レベルは、原則としてレベルⅠとすること。

ただし、雷の影響からの保護確率を考慮した合理的な方法により、雷保護の有効性が確認されれば、保護レベルをⅡとすることができる。

（平成１７年1月１４日付消防危第１４号抜粋）

（令和６年１１月２９日付消防危第３２１号）

３　避雷設備の運用

避雷設備の運用にあっては別記１０［避雷設備］によること。

第18	温　度　上　昇　防　止　装　置　等	令10－１－15

１　温度上昇防止装置等

第５類の危険物うちセルロイドその他温度の上昇により分解し、発火するおそれのあるもので総務省令（未制定）で定めるものの貯蔵倉庫は、当該貯蔵倉庫内の温度を当該危険物の発火する温度に達しない温度に保つ構造とし、又は通風装置、冷房装置等の設備を設けること。（政令第１０条第１項第１５号）

第５類の危険物のセルロイドの着火温度は約１８０℃であり、古いものや湿気等をおびたものは周囲の温度の上昇により分解が促進され、自然発火する危険性があるので、このうなおそれのあるものの貯蔵倉庫は、倉庫内の温度を上昇させないために屋根を二重構造としたり、天井を設けて小屋うらに換気口を設ける等の構造とするとともに、通風装置、冷房装置、散水装置等の温度上昇を防止する設備を設けることとされている。

平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所

第19	平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所	令10－2

1　平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所

屋内貯蔵所は、危険物の性状又は消防活動上の困難性から平屋建とすることが原則であるが、第２類又は第４類の危険物（引火性固体及び引火点が７０度未満の第４類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うものは、平屋建としないことができるものである。

（＊＊）

2　平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所の基準

⑴ 屋内貯蔵所のうち第２類又は第４類の危険物（引火性固体及び引火点が７０度未満の第４類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うもの（貯蔵倉庫が平屋建以外の建築物であるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令第１０条第１項第１号から第３号の２まで及び第７項から第１４号までの規定の例によるほか、次のとおりする。　（政令第１０条第２項）

① 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さ（以下「階高」という。）を６m未満とすること。　（政令第１０条第２項第１号）

なお、最上階における階高は、床面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さとする。

（平成元年３月１日消防危第１４号・消防特第３４号）

② 一の貯蔵倉庫の床面積の合計は、１，０００㎡を超えないこと。

（政令第１０条第２項第２号）

③ 貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。

（政令第１０条第２項第３号）

ア　「耐火構造」及び「不燃材料」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

イ　「延焼のおそれのある外壁」とは、別記７［延焼のおそれのある部分等］によること。

④ 貯蔵倉庫の２階以上の階の床には、開口部を設けないこと。

ただし、耐火構造の壁又は防火設備で区画された階段室については、この限りでない。　（政令第１０条第２項第４号）

ア　「耐火構造」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

イ　「特定防火設備」及び「防火設備」　は、製造所第７．１によること。

⑵ 政令第１０条第１項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第１項第１号	保安距離
第１項第２号	保有空地
第１項第３号	標識及び掲示板
第１項第３号の２	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第１項第７号	屋根
第１項第８号	窓、出入口
第１項第９号	網入りガラス
第１項第１０号	床の構造
第１項第１１号	床の傾斜・貯留設備等
第１項第11号の２	架台
第１項第１２号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第１項第１３号	電気設備
第１項第１４号	避雷設備

平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所の例図

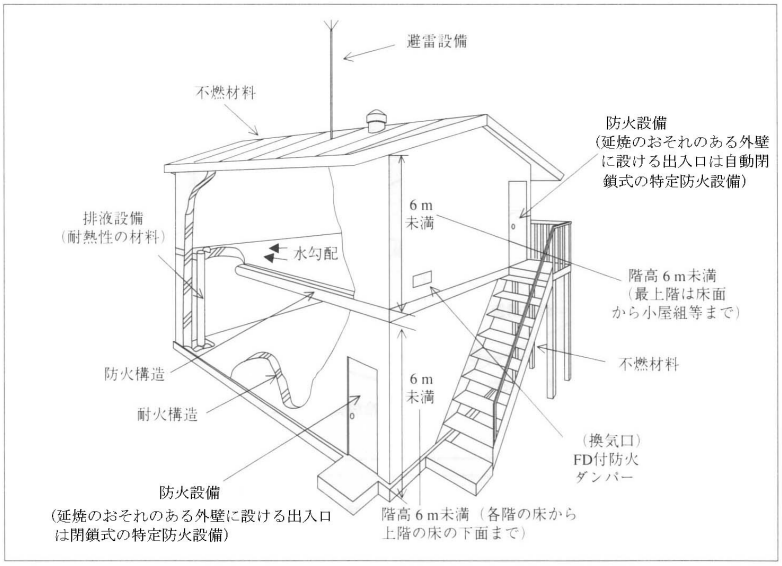

第20	建築物の一部に設置する屋内貯蔵所	令10－3

1　建築物の一部に設置する屋内貯蔵所

指定数量の倍数が２０以下の屋内貯蔵所にあっては、他用途を有する建築物内の部分に設けることができるものである。　（＊＊）

2　建築物の一部に設置する屋内貯蔵所の基準

(1) 屋内貯蔵所のうち指定数量の倍数が２０以下のもの（屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設けるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令第１０条第１項３号及び第１０号から第１５号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。　（政令第１０条第３項）

① 屋内貯蔵所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造である建築物の１階又は２階のいずれか一の階に設置すること。　（政令第１０条第３項第１号）

ア 「耐火構造」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

イ 政令第１０条第３項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所は、同一の階において隣接しないで設ける場合に限り、一の建築物に２以上設置することができる。　（平成元年７月４日消防危第６４号質疑）

ウ 政令第１０条第３項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、建築物の当該屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分の用途は問わない。　（平成元年７月４日消防危第６４号質疑）

エ １階が耐火構造で、２階が簡易耐火構造である建築物（１階と２階とは、開口部のない耐火構造の床で区画されている。）の１階に屋内貯蔵所を設置することはできない。　（平成元年７月４日消防危第６４号質疑）

② 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、床を地盤面以上に設けるとともに、その階高を６ｍ未満とすること。　（政令第１０条第３項第２号）

なお、「床を地盤面以上」とは、周囲の地盤面よりも概ね０．１ｍ高くしたものをいう。　（＊＊＊）

③ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の床面積は、７５㎡を超えないこと。　（政令第１０条第３項第３号）

④ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ７０㎜以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。　（政令第１０条第３項第４号）

ア 「耐火構造」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

イ 「これと同等以上の強度を有する構造」には、昭和３９年建設省告示第１６７５号第２の１のへに適合する壁（厚さ７５㎜以上の軽量気泡コンクリート製パネル）も含まれる。　（平成２年１０月３１日消防危第１０５号質疑）

ウ 「これと同等以上の強度を有する構造」には、「耐火構造の構造方法を定める件」

（平成１２年建設省告示第１３９９号）第１第１号に適合する壁及び第３第１号に適合する床も含まれる。（令和５年３月２４日消防危第６３号質疑）

エ　「これと同等以上の強度を有する構造」には、建築基準法第２条第７号並びに同法施行令第１０７条第１号及び第２号（第１号にあっては、通常の火災による加熱が２時間加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床も含まれる。

（令和５年３月２４日消防危第６３号質疑）

⑤　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。（政令第１０条第３項第５号）

ア　「特定防火設備」は、製造所第７．１によること。

イ　「出入口」は屋外に面してなくてもよい。

（平成元年７月４日消防危第６４号質疑）

⑥　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、窓を設けないこと。

（政令第１０条第３項第６号）

⑦　建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。（政令第１０条第３項第７号）

(2) 政令第１０条第１項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第１項第３号	標識及び掲示板
第１項第１０号	床の構造
第１項第１１号	床の傾斜・貯留設備等
第１項第11号の２	架台
第１項第１２号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第１項第１３号	電気設備
第１項第１４号	避雷設備
第１項第１５号	温度上昇防止装置等

建築物の一部に設置する屋内貯蔵所の例図

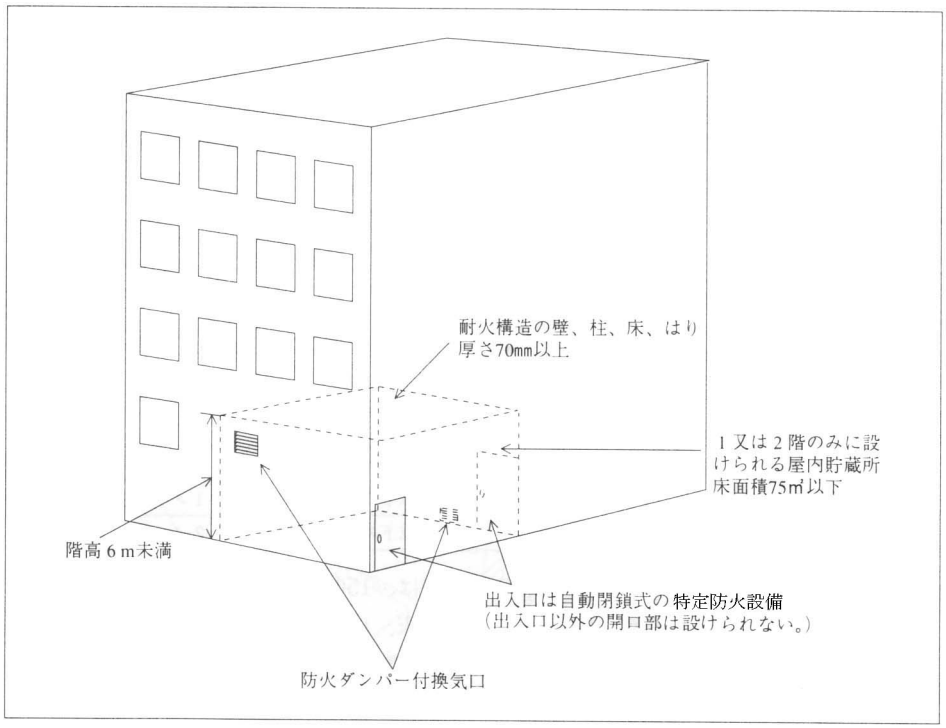

特定屋内貯蔵所

第21	特　定　屋　内　貯　蔵　所	令10－4

1　特定屋内貯蔵所

指定数量の倍数が５０以下の屋内貯蔵所（以下「特定屋内貯蔵所」という。）について、総務省令（規則第１６条の２の３）で、政令第１０条第１項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）に掲げる基準の特例が定められている。　　（政令第１０条第４項抜粋）

この特例基準は、概していえば、保安距離、保有空地という位置の基準を緩和する代替措置として貯蔵倉庫の構造の基準を強化しているものである。

（＊＊）

2　特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ未満）の基準

⑴ 指定数量の倍数が５０以下の屋内貯蔵所（次の３に定めるものを除く。）のうち、次に掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第１項第１号、第２号及び第５号から第８号までの規定は、適用しない。　　（規則第１６条の２の３第２項抜粋）

① 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。　　（規則第１６条の２の３第２項第１号）

区　　分	空地の幅
指定数量の倍数が５以下の屋内貯蔵所	
指定数量の倍数が５を超え２０以下の屋内貯蔵所	１m以上
指定数量の倍数が２０を超え５０以下の屋内貯蔵所	２m以上

ア　空地の起算点

空地の起算点は、別記３［保安距離］の例によること。

イ　留意事項

留意事項は、製造所の第２．４留意事項の例によること。

ウ　空地内の植栽

空地内の植栽については、別記５［保有空地内の植栽］によること。

② 一の貯蔵倉庫の床面積は、１５０㎡を超えないこと。

（規則第１６条の２の３第２項第２号）

③ 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とすること。

（規則第１６条の２の３第２項第３号）

なお、「耐火構造」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

④ 貯蔵倉庫の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設ける

こと。　　（規則第１６条の２の３第２項第４号）

なお「特定防火設備」は、製造所の第７．１によること。

⑤　貯蔵倉庫には、窓を設けないこと。　　（規則第１６条の２の３第２項第５号）

⑵ 政令第１０条第１項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第１項第３号	標識及び掲示板
第１項第３号の２	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第１項第４号(柾)	貯蔵倉庫の軒高等
第１項第９号	網入りガラス
第１項第１０号	床の構造
第１項第１１号	床の傾斜・貯留設備等
第１項第11号の２	架台
第１項第１２号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第１項第１３号	電気設備
第１項第１４号	避雷設備
第１項第１５号	温度上昇防止装置等

指定数量の倍数が１０の特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ未満）の位置と構造の例図

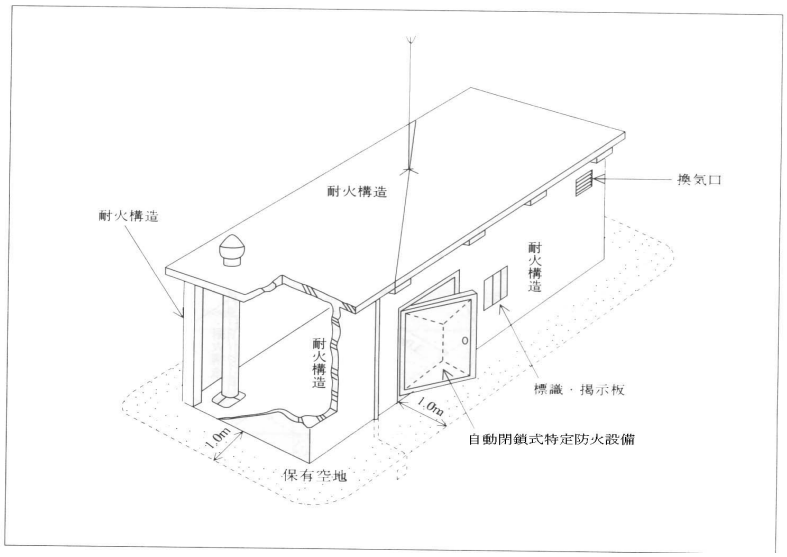

３　特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ以上２０ｍ未満）の基準

⑴ 指定数量の倍数が５０以下の屋内貯蔵所（貯蔵倉庫の軒高（政令第１０条第１項第４号に規定する軒高をいう。以下同じ）が６ｍ以上２０ｍ未満のものに限る。）のうち、その貯蔵倉庫が前記２．⑴ ②から⑤までに掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第１項第１号及び第５号から第８号までの規定は適用しない。

（規則第１６条の２の３第３項）

なお、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類は、第２類及び第４類の危険物のみに限定されている。　（政令第１０条第１項第４号ただし書抜粋）

⑵ 政令第１０条第１項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第１項第２号	保有空地
第１項第３号	標識及び掲示板
第１項第３号の２	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第１項第４号 （ただし書き）	貯蔵倉庫の軒高等
第１項第９号	網入りガラス
第１項第１０号	床の構造
第１項第１１号	床の傾斜・貯留設備等
第１項第11号の２	架台
第１項第１２号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第１項第１３号	電気設備
第１項第１４号	避雷設備

指定数量の倍数が４０の特定屋内貯蔵所（軒高６m以上２０m未満）の位置と構造の例図

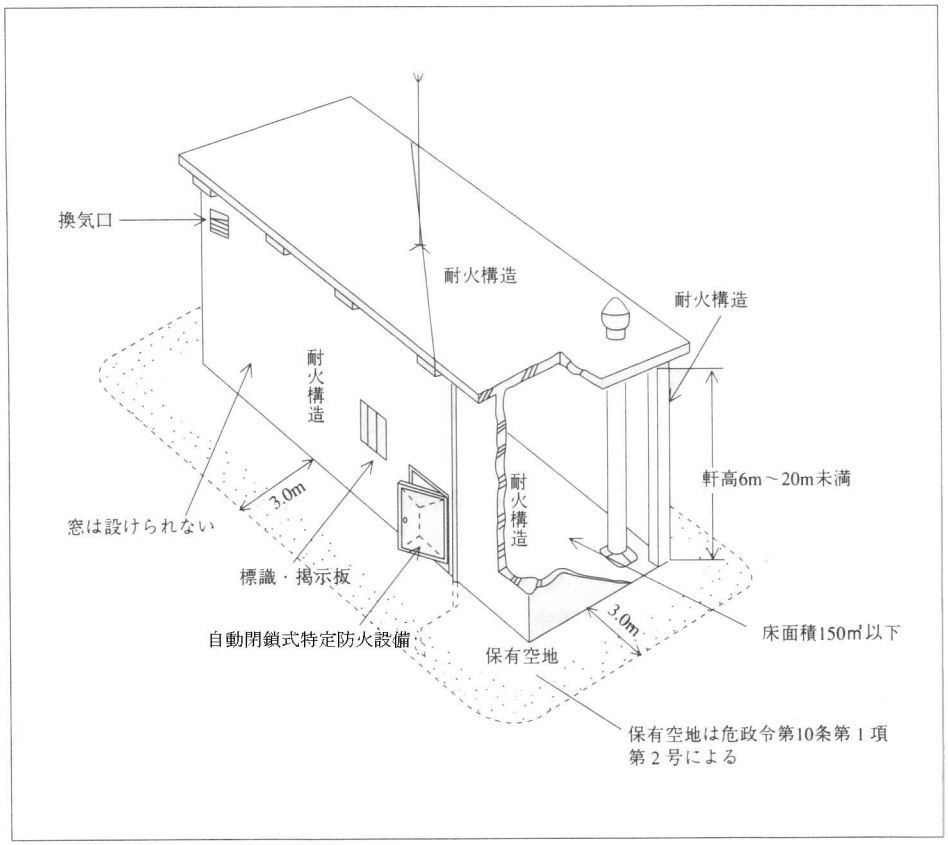

高引火点危険物の屋内貯蔵所

第22	高 引 火 点 危 険 物 の 屋 内 貯 蔵 所	令10－５

１　高引火点危険物の屋内貯蔵所

高引火点危険物（引火点が１００℃以上の第４類の危険物）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令（規則第１６条の２の４・規則第１６条の２の５・規則第１６条の２の６）で、政令第１０条第１項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）、同条第第２項（平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所）及び第４項（特定屋内貯蔵所）に掲げる基準の特例を定めている。　（政令第１０条第５項抜粋）

２　高引火点危険物の平屋建の独立専用屋内貯蔵所（軒高６m未満）の基準

(1) 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（次の３に定めるものを除く）のうち、その位置及び構造が次に掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第１項第１号、第２号、第７号から第９号まで及び第１４号の規定は、適用しない。

（規則第１６条の２の４第２項抜粋）

① 屋内貯蔵所（指定数量の倍数が２０を超えるものに限る。）の位置は、規則第１３条の６第３項第１号に掲げる高引火点危険物のみを取り扱う製造所の位置の例（高圧ガス施設のうち、不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱う施設、及び特別高圧電線に係る保安距離は適用しない。）によるものであること。

（規則第１６条の２の４第２項第１号抜粋）

② 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。　（規則第１６条の２の４第２項第２号）

区　　分	空　地　の　幅	
	当該建築物の壁、柱及び床が耐火構造である場合	左欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が２０以下の屋内貯蔵所		０．５m以上
指定数量の倍数が２０を超え５０以下の屋内貯蔵所	１m以上	１．５m以上
指定数量の倍数が５０を超え２００以下の屋内貯蔵所	２m以上	３m以上

指定数量の倍数が２００を超える屋内貯蔵所	３m以上	５m以上

ア　空地の起算点

空地の起算点は、別記３［保安距離］の例によること。

イ　留意事項

留意事項は、製造所の第２．４の例によること。

ウ　空地内の植栽

空地内の植栽については、別記５［保有空地内の植栽］によること。

③　貯蔵倉庫は、屋根を不燃材料で造ること。（規則第１６条の２の４第２項第３号）

「不燃材料」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

④　貯蔵倉庫の窓及び出入口には、防火設備または不燃材料若しくはガラスで造られた戸を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

⑤　貯蔵倉庫の延焼のおそれのある外壁に設ける出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

⑵ 政令第１０条第１項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）を適用するものは次のとおりである。

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第１項第３号	標識及び掲示板
第１項第３号の２	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第１項第４号(柱)	貯蔵倉庫の軒高等
第１項第５号	貯蔵倉庫の床面積の制限
第１項第６号	貯蔵倉庫の構造
第１項第１０号	床の構造
第１項第１１号	床の傾斜・貯留設備等
第１項第11号の２	架台
第１項第１２号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第１項第１３号	電気設備

高引火点危険物の平屋建の独立専用屋内貯蔵所（軒高６m未満）の例図
（指定数量の倍数が３０の場合）

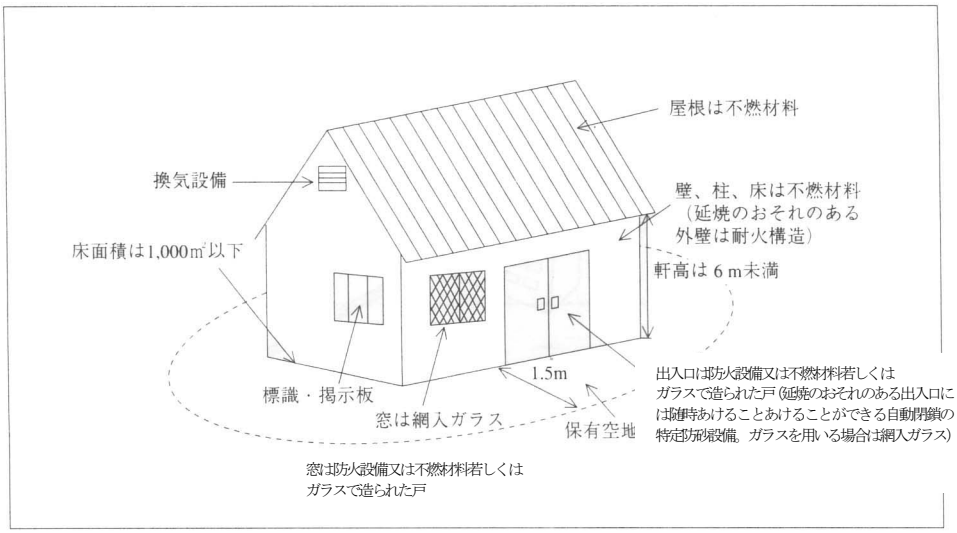

３　高引火点危険物の平屋建の独立専用屋内貯蔵所（軒高６m以上２０m未満）の基準

高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（貯蔵倉庫の軒高が６m以上２０m未満のものに限る。）のうち、その位置が前記２．(1) ①に掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第１項第１号（保安距離）の規定は適用しない。
（規則第１６条の２の４第３項）

高引火点危険物の平屋建の独立専用屋内貯蔵所（軒高６m以上２０m未満）の例図
（指定数量の倍数が３０の場合）

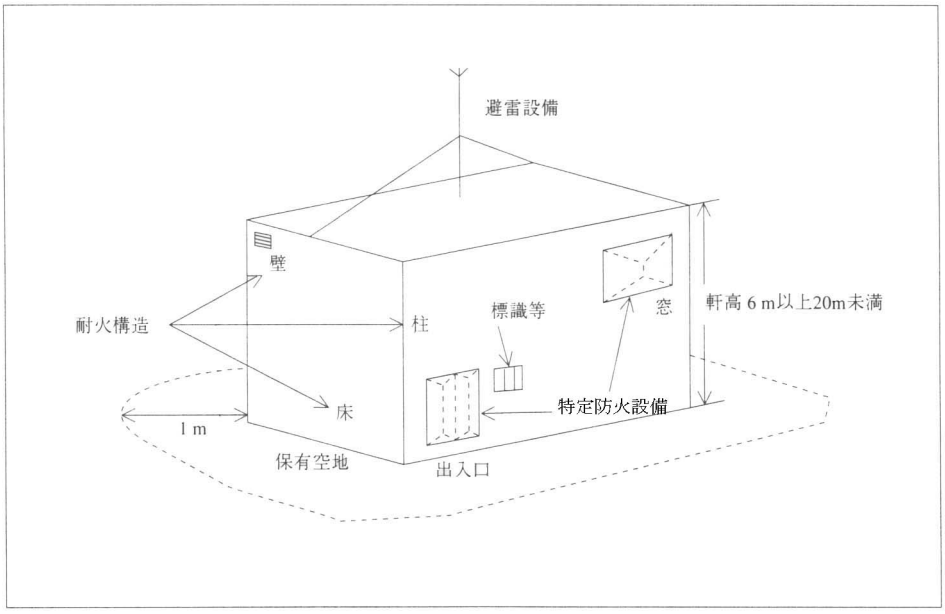

４　高引火点危険物の平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所の基準

(1) 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所のうち、その位置及び構造が

次に掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第２項においてその例による政令第１０条第１項第１号、第２号、第７号から第９号まで及び第１４号並びに政令第１０条第２項第３号の規定は、適用しない。　　（規則第１６条の２の５第２項抜粋）

① 上記２．⑴ ①から⑤に掲げる基準に適合するものであること。

（規則第１６条の２の５第２項第１号）

② 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり及び階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。

（規則第１６条の２の５第２項第２号）

ア 「不燃材料」及び「耐火構造」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

イ 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記７［延焼のおそれのある部分］によること。

⑵ 政令第１０条第１項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）を適用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第１項第３号	標識及び掲示板
第１項第３号の２	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第１項第１０号	床の構造
第１項第１１号	床の傾斜・貯留設備等
第１項第11号の２	架台
第１項第１２号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第１項第１３号	電気設備

⑶ 政令第１０条第２項（平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第２項第１号	貯蔵倉庫の階高等
第２項第２号	床面積の合計の制限
第２項第４号	床の開口部制限

高引火点危険物の平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所の例図

（指定数量の倍数が３０の場合）

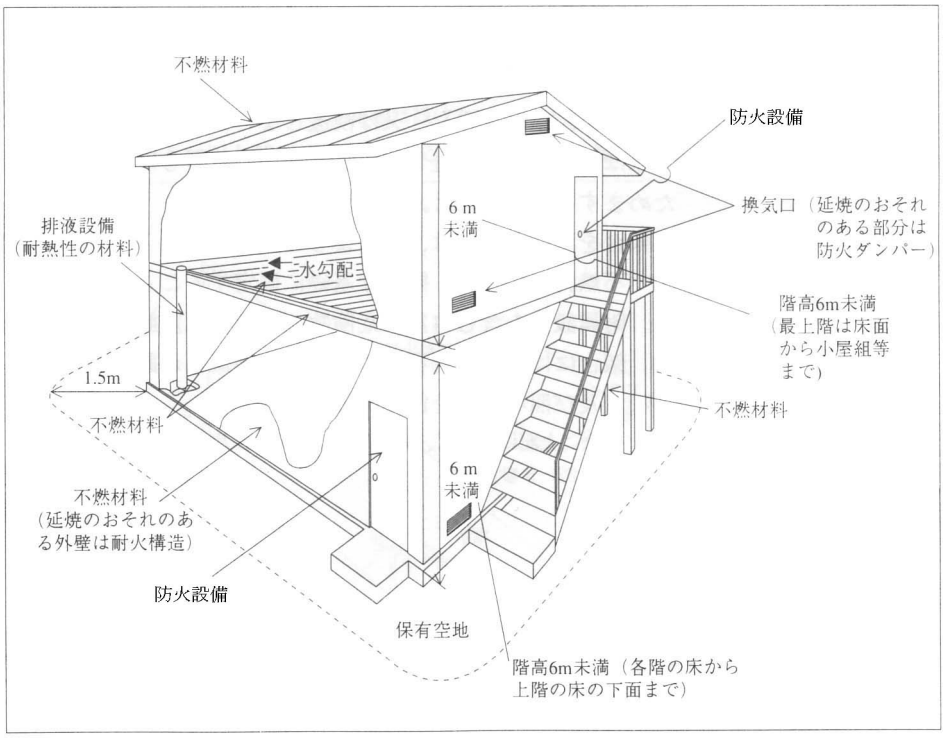

５　高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ未満）の基準

⑴ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（次の６に定めるものを除く）のうち、屋内貯蔵所第２１．２．⑴ ②から⑤までに掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第１項第１号、第２号、第５号から第８号まで及び第１４号の規定は、適用しない。　（規則第１６条の２の６第２項抜粋）

⑵ 政令第１０条第１項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）の適用するものは次のとおりである。

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第１項第３号	標識及び掲示板
第１項第３号の２	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第１項第４号(柱)	貯蔵倉庫の軒高等
第１項第９号	網入りガラス
第１項第１０号	床の構造

第１項第１１号	床の傾斜・貯留設備等
第１項第11号の２	架台
第１項第１２号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第１項第１３号	電気設備

高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ未満）の例図

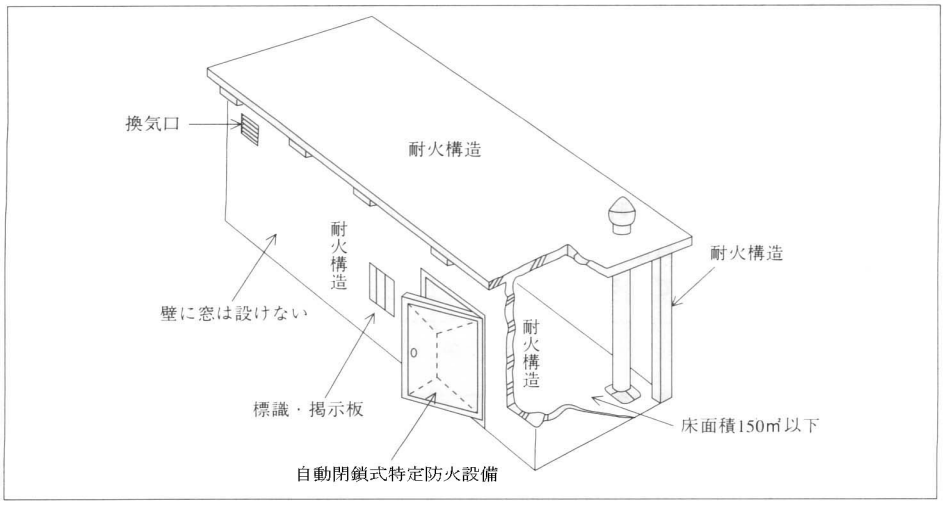

６　高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ以上２０ｍ未満）の基準

⑴ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（軒高が６ｍ以上２０ｍ未満のものに限る。）のうち、屋内貯蔵所第２１．２．⑴ ①から⑤までに掲げる基準に適合するものについては、政令第１０条第１項第１号、第２号及び第５号から第８号までの規定は、適用しない。　（規則第１６条の２の６第３項）

⑵ 政令第１０条第１項（平屋建の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第１項第３号	標識及び掲示板
第１項第３号の２	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第１項第４号 （ただし書き）	貯蔵倉庫の軒高等
第１項第９号	網入りガラス
第１項第１０号	床の構造

第１項第１１号	床の傾斜・貯留設備等
第１項第11号の２	架台
第１項第１２号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第１項第１３号	電気設備
第１項第１４号	避雷設備

高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高６ｍ以上２０ｍ未満）の例図

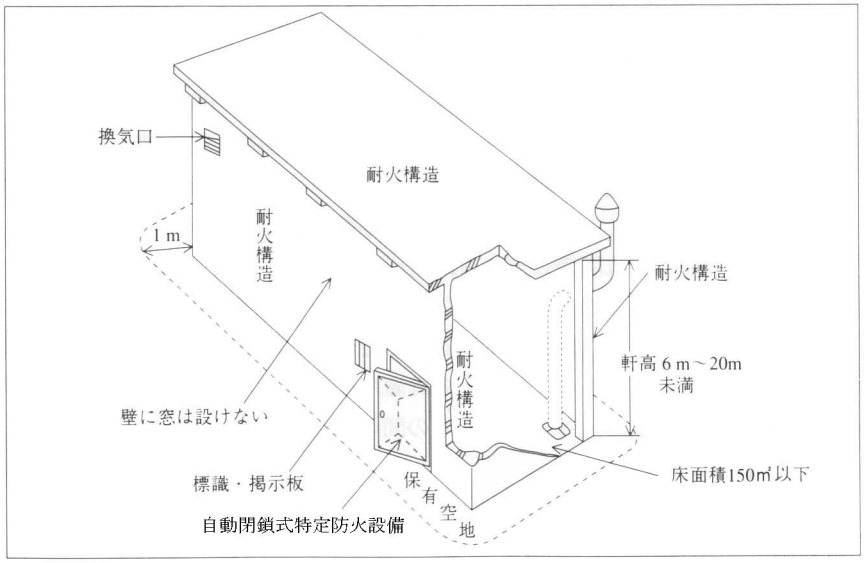

特 例 の 屋 内 貯 蔵 所

第23	蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物の屋内貯蔵所	令10－６

１　特例を定めることができる危険物

蓄電池により貯蔵される総務省令（規則第１６条の２の７）で定める危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第２類又は第４類）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令で、前各号に掲げる基準の特例を定めることができる。

（政令第１０条第６項抜粋）

（１）蓄電池により貯蔵される危険物の特例

蓄電池により貯蔵されるリチウムイオン蓄電池により貯蔵される第２類又は第４類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第１０条第６項の規定による同条第１項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。　（規則第１６条の２の８）

①　（１）の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第１０条第１項第４号から第６号まで、第１１号及び第１２号から第１５号までの規定は、適用しない。

ア　貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さを１２メートル未満とすること。

（規則第１６条の２の８第２項第１号）

イ　貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で作るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入り口以外の開口部を有しない壁とすること。

（規則第１６条の２の８第２項第２号）

ウ　貯蔵倉庫の２階以上の甲斐の床には、開口部を設けないこと。ただし、耐火構造の壁又は防火設備で区画された階段室については、この限りではない。

（規則第１６条の２の８第２項第３号）

エ　規則第１６条の２の７に規定する危険物を用いた蓄電池（以下次号及び規則第３５条の２第３項第１号において単に「蓄電池」という。）の充電率は、６０％以下とすること。　（規則第１６条の２の８第２項第４号）

オ　蓄電池の貯蔵方法は、※水が浸透する素材で包装し、又は梱包するほか、次のいずれかの方法とすること。　（規則第１６条の２の８第２項第５号）

㋐次に定める基準により架台を用いて貯蔵する方法

a. 架台は水平遮へい板（架台の内部を水平方向に遮へいする板をいう。）及び天板を設置しないものとすること。

b. 架台の段数は、３以下とすること。

c. 床面から架台の最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さは、4.5m以下とすること。

㋑次に定める基準により蓄電池を載せたパレットを用いて貯蔵する方法（パレットを２段以上に積み重ねている場合に限る。）（㋐に該当する場合を除く。）

a. パレットを積み重ねる段数は、３以下とすること。

b. パレットを積み重ねる高さは、4.5m以下とすること。

㋒次に定める基準により蓄電池を載せたパレットを用いて貯蔵する方法（パレットを

１段で用いる場合に限る。）（㋐に該当する場合を除く。）別紙１参照

a. １のパレットにおける蓄電池の容量の合計は、50kwh以下とすること。

b. パレットは、床面積２０㎡以下ごとに区分するとともに、各区分の間は2.4m以上の間隔を保つこと。

※水が浸透する素材

例えば段ボール等が挙げられる。　（令和５年１２月２８日消防危第３６１号）

カ　消火設備は、規則第３５条の２第３項に定めるところにより設けること。

（規則第１６条の２の８第２項第６号）

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第１項第１号	保安距離
第１項第２号	保有空地
第１項第３号	標識及び掲示板
第１項第３号の２	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第１項第７号	屋根
第１項第８号	窓、出入口
第１項第９号	網入りガラス
第１項第１０号	床の構造

（２）蓄電池により貯蔵される危険物の倍数が２０以下の特例

蓄電池により貯蔵される規則第１６条の２の７に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第１９条第６項の規定による同条第３項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。　（規則第１６条の２の９第１項）

①（２）の屋内貯蔵所のうち、前条第２項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第１０条第３項においてその令による同条第１項第１１号及び第１２号から第１５号まで並びに同条第３項第１号から第３号までの規定は、適用しない。

（規則第１６条の２の９第２項）

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第１項第１号	保安距離
第１項第２号	保有空地
第１項第３号	標識及び掲示板
第１項第３号の２	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第１項第４号 （ただし書）	貯蔵倉庫の軒高等
第１項第５号	貯蔵倉庫の床面積の制限
第１項第６号	貯蔵倉庫の構造
第１項第７号	屋根
第１項第８号	窓、出入口
第１項第９号	網入りガラス
第１項第１０号	床の構造
第３項第４号	建築物の構造
第３項第５号	特定防火設備
第３項第６号	窓
第３項第７号	換気及び排出の設備

（3）**蓄電池により貯蔵される危険物の特定屋内貯蔵所**

蓄電池により貯蔵される規則第１６条の２の７に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第１０条第６項の規定による同条第４項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。　（規則第１６条の２の１０第１項）

①（3）の屋内貯蔵所のうち、規則第１６条の２の３第２項第１号及び第３号から第５号まで並びに規則第１６条の２の８第２項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第１０条第１項第１号、第２号、第４号から第８号まで、第１１号及び第１２号から第１５号までの規定は適用しない。　（規則第１６条の２の１０第２項）

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第１項第３号	標識及び掲示板
第１項第３号の２	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第１項第９号	網入りガラス
第１項第１０号	床の構造

（4）**蓄電池により貯蔵される高引火点危険物の屋内貯蔵所**

蓄電池により貯蔵される規則第１６条の２の７に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第１０条第６項の規定による同条第５項に掲げる基準の特例はこの条の定めるところによる。　（規則第１６条の２の１１第１項）

①（4）の屋内貯蔵所のうち、規則第１６条２の４第２項各号及び規則第１６条の２の８第２項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第１０条第１項第１号、第２号、第４号から第９号まで、第１１号及び第１２号から第１５号までの規定は適用しない。

（規則第１６条の２の１１第２項）

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第１項第３号	標識及び掲示板
第１項第３号の２	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第１項第１０号	床の構造

別紙1

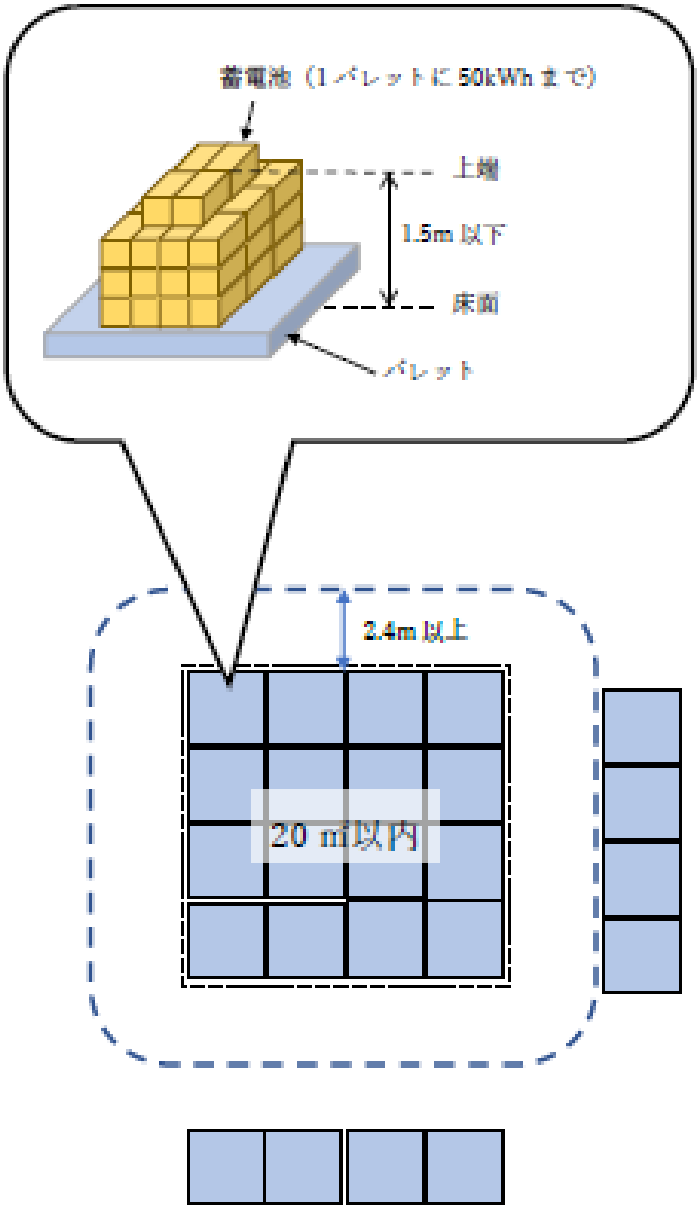

危険物の規制に関する規則第16条の2の8第2項第5号ハの貯蔵方法（例）

特 例 の 屋 内 貯 蔵 所

第24	特　例　の　屋　内　貯　蔵　所	令10－7

1　特例を定めることができる危険物

有機過酸化物及びこれを含有するもののうち総務省令（規則第１６条の３）で定める危険物又はアルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令（規則第１６条の５）で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、政令第１０条第１項から第４項までに掲げる基準を「超える」特例を定めている。

（政令第１０条第７項抜粋）

なお、当該屋内貯蔵所は、危険物の危険性を考慮して、政令第１０条第１項に定める平屋建の独立専用屋内貯蔵所に限定されている。

（規則第１６条の４第６項抜粋）（規則第１６条の７第３項抜粋）

(1) 指定過酸化物

政令第１０条第７項の有機過酸化物及びこれを含有するもののうち総務省令で定める危険物は、第５類の危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するものであって、第１種自己反応性物質の性状を有するもの（以下「指定過酸化物」という。）とする。

（規則第１６条の３）

(2) アルキルアルミニウム等

アルキルアルミニウム等とは、第３類の危険物のうちアルキルアルミニウム若しくは、アルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。

（規則第６条の２の８抜粋）

(3) ヒドロキシルアミン等

ヒドロキシルアミン等とは、第５類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものをいう。

（規則第１３条の７抜粋）

2　特例の屋内貯蔵所の基準

(1) 指定過酸化物の屋内貯蔵所の基準

指定過酸化物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る政令第１０条第７項の規定による同条第１項から第４項までに掲げる基準を超える特例は、次に定めるところによること。

（規則第１６条の４第１項抜粋）

なお、指定過酸化物は、激しく加熱分解を起こし、また、着火した場合に爆発的に燃焼するという非常に高い危険性を有するものであることから特例基準が定められている。

（＊＊）

① 政令第１０条第１項第１号（同号においてその例によるものとされる政令第９条第１項第１号イからハまでに掲げる建築物等に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、指定過酸化物の屋内貯蔵所の位置は、当該屋内貯蔵所の外壁から政令第９条第１項第１号イからハまでに掲げる建築物等までの間に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上を保たなければならない。ただし、指定数量の倍数が５以下の

屋内貯蔵所で当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を下記③ ただし書に規定する構造としたものの周囲に下記③本文に定める塀又は土盛りを設けるときは、当該屋内貯蔵所の外壁から政令第９条第１項第１号イに掲げる建築物その他の工作物まで間の距離を１０m以上とすることをもって足りる。　　（規則第１６条の４第２項抜粋）

なお、政令第９条第１項第１号イからハに掲げる建築物等は、別記１［保安距離］によること。

（参考）政令第９条第１項第１号イ ――― 住居の用に供するもの
政令第９条第１項第１号ロ ――― 学校、病院、劇場等
政令第９条第１項第１号ハ ――― 重要文化材等

区　分	距　離					
	政令第9条第1項第1号イに掲げる建築物その他の工作物（住居）		政令第9条第1項第1号ロに掲げる施設（学校、病院、劇場等）		政令第9条第1項第1号ハに掲げる建造物（重要文化財等）	
	貯蔵倉庫の周囲に下記③に定める塀又は土盛りを設ける場合	左欄に掲げる場合以外の場合	貯蔵倉庫の周囲に下記③に定める塀又は土盛りを設ける場合	左欄に掲げる場合以外の場合	貯蔵倉庫の周囲に下記③に定める塀又は土盛りを設ける場合	左欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所	２０m	４０m	３０m	５０m	５０m	６０m
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋内貯蔵所	２２m	４５m	３３m	５５m	５４m	６５m
指定数量の倍数が20を超え40以下の屋内貯蔵所	２４m	５０m	３６m	６０m	５８m	７０m
指定数量の倍数が40を超え60以下の屋内貯蔵所	２７m	５５m	３９m	６５m	６２m	７５m
指定数量の倍数が60を超え90以下の屋内貯蔵所	３２m	６５m	４５m	７５m	７０m	８５m
指定数量の倍数が90を超え150以下の屋内貯蔵所	３７m	７５m	５１m	８５m	７９m	９５m
指定数量の倍数が150を超え300以下の屋内貯蔵所	４２m	８５m	５７m	９５m	８７m	１０５m

指定数量の倍数が300を超える屋内貯蔵所	４７ｍ	９５ｍ	６６ｍ	１１０ｍ	１００ｍ	１２０ｍ

保安距離の概要図

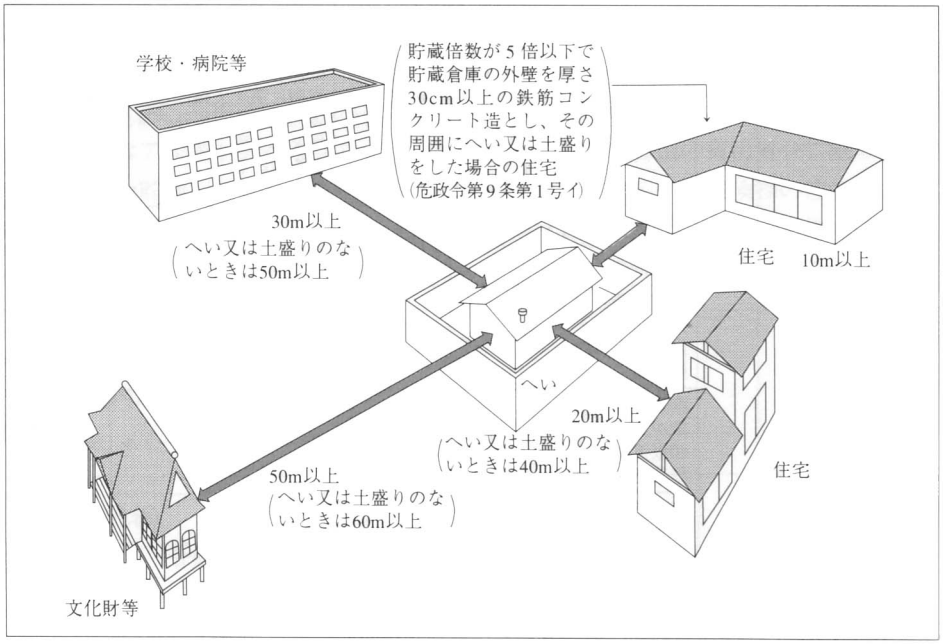

② 政令第１０条第１項第２号の規定にかかわらず、指定過酸化物の屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有しなければならない。ただし、２以上の指定過酸化物の屋内貯蔵所を同一敷地内に隣接して設置するときは当該屋内貯蔵所の相互間の空地の幅を同表に定める空地の幅の３分の２とし、指定数量の倍数が５以下の指定過酸化物の屋内貯蔵所で当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を下記③ ただし書に規定する構造としたものの周囲に下記③ 本文に定める塀又は土盛りを設けるときはその空地の幅を２ｍ以上とすることをもって足りる。

（規則第１６条の４第３項抜粋）

区　　分	空　　地　　の　　幅	
	貯蔵倉庫の周囲に下記③に定める塀又は土盛りを設ける場合	左欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が５以下の屋内貯蔵所	３ｍ以上	１０ｍ以上
指定数量の倍数が５を超え１０以下の屋内貯蔵所	５ｍ以上	１５ｍ以上

指定数量の倍数が１０を超え２０以下の屋内貯蔵所	６．５m以上	２０m以上
指定数量の倍数が２０を超え４０以下の屋内貯蔵所	８m以上	２５m以上
指定数量の倍数が４０を超え６０以下の屋内貯蔵所	１０m以上	３０m以上
指定数量の倍数が６０を超え９０以下の屋内貯蔵所	１１．５m以上	３５m以上
指定数量の倍数が９０を超え１５０以下の屋内貯蔵所	１３m以上	４０m以上
指定数量の倍数が１５０を超え３００以下の屋内貯蔵所	１５m以上	４５m以上
指定数量の倍数が３００を超える屋内貯蔵所	１６．５m以上	５０m以上

指定数量の倍数が５を超え１０以下の場合の保有空地の例

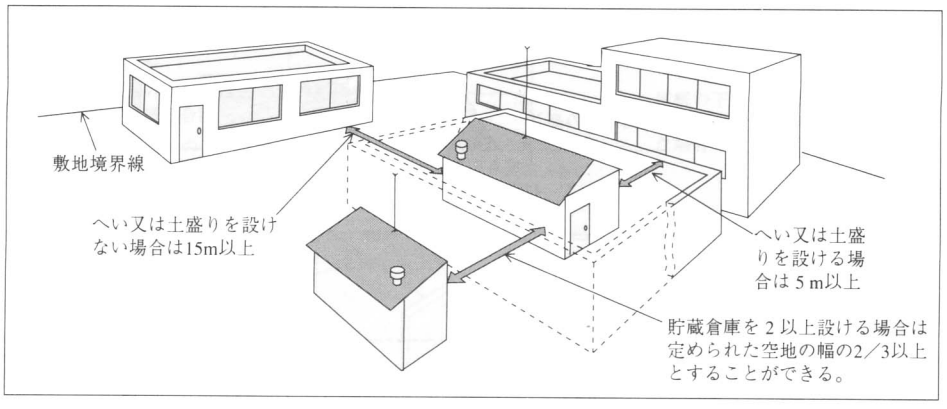

③　上記①の表又は②の表に規定する塀又は土盛りは、次に適合するものでなければならない。ただし、指定数量の倍数が５以下の指定過酸化物の屋内貯蔵所については、当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を厚さ３０㎝以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とすることをもって上記①の表又は②の表の塀又は土盛りに代えることができる。（規則第１６条の４第４項抜粋）

ア　塀又は土盛りは、貯蔵倉庫の外壁から２m以上離れた場所に設けること。ただし、塀又は土盛りと当該貯蔵倉庫との隔壁は、当該屋内貯蔵所の空地の幅の５分の１を

超えることはできない。　（規則第１６条の４第４項第１号）

イ　塀又は土盛りの高さは、貯蔵倉庫の軒高以上とすること。

（規則第１６条の４第４項第２号）

ウ　塀は、厚さ１５㎝以上の鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又は厚さ２０㎝以上の補強コンクリートブロック造とすること。

（規則第１６条の４第４項第３号）

エ　土盛りには、６０度以上の勾配を付けないこと。

（規則第１６条の４第４項第４号）

塀と土盛りを併用し切通しの出入口を設けた場合の例図

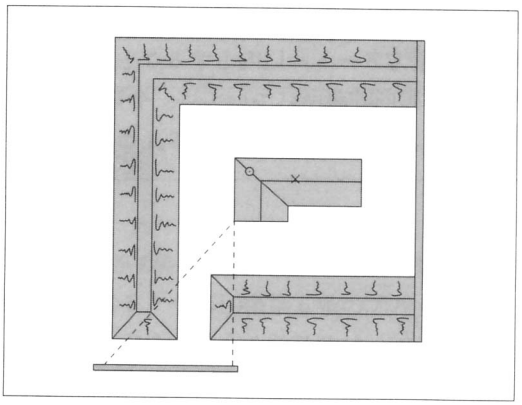

貯蔵倉庫から塀又は土盛りまでの間隔の図

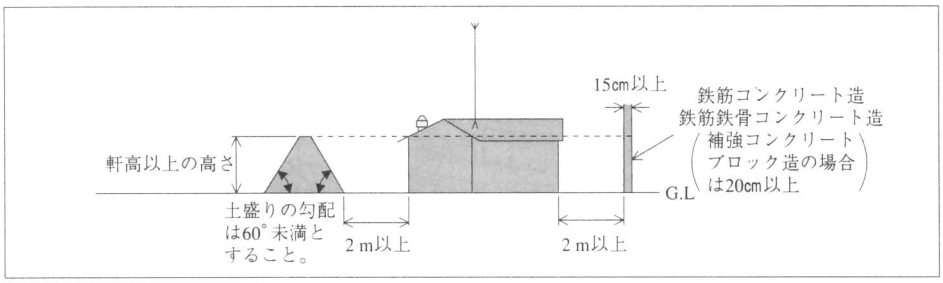

④　上記②及び③に定めるもののほか、指定過酸化物の屋内貯蔵所の特例は、次のとおりとする。　（規則第１６条の４第５項抜粋）

ア　貯蔵倉庫は、１５０㎡以内ごとに隔壁で完全に区分するとともに、当該隔壁は、厚さ３０㎝以上の鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又は厚さ４０㎝以上の補強コンクリートブロック造とし、かつ、当該貯蔵倉庫の両側に外壁から１ｍ以上、上部に屋根から５０㎝以上突き出したものであること。

（規則第１６条の４第５項第１号）

イ　貯蔵倉庫の外壁は、厚さ２０㎝以上の鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造り又は厚さ３０㎝以上の補強コンクリートブロック造とすること。

（規則第１６条の４第５項第２号）

ウ　貯蔵倉庫の屋根は、次のいずれかに適合するものであること。

（規則第１６条の４第５項第３号）

(a) もや又はたる木の間隔を３０㎝以下とすること。

(b) 屋根の下面に一辺の長さ４５㎝以下の丸鋼、軽量型鋼等の鋼製の格子を設けること。

(c) 屋根の下面に金網を張り、当該金網を不燃材料のけた、はり又はたる木に緊結すること。

(d) 厚さ５㎝以上、幅３０㎝以上の木材で造った下地を設けること。

エ　貯蔵倉庫の出入口には、特定防火設備を設けること。

（規則第１６条の４第５項第４号）

なお、「特定防火設備」は、製造所の第７．１によること。

オ　貯蔵倉庫の窓は、床面から２m以上の高さに設けるとともに、一の面の壁に設ける窓の面積の合計をその面の壁の面積の８０分の１以内とし、かつ、一の窓の面積を０．４㎡以内とすること。（規則第１６条の４第５項第５号）

貯蔵倉庫の構造の例図

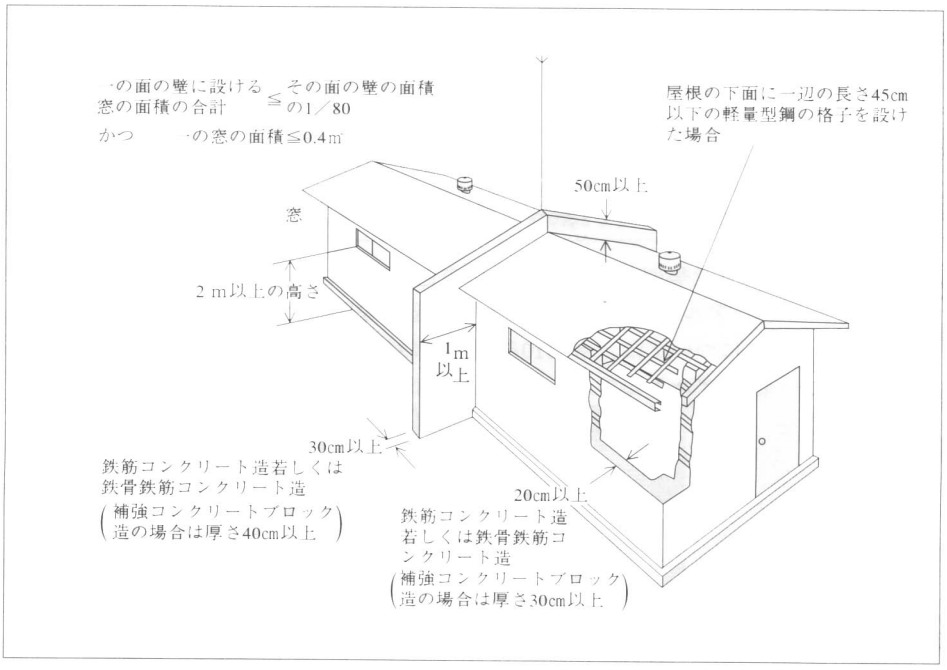

⑤　指定過酸化物の屋内貯蔵所については、次の規定は、適用しない。

（規則第１６条の４第６項）

ア　政令第１０条第２項（平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所

イ　政令第１０条第３項（建築物の一部に設置する屋内貯蔵所）

ウ　政令第１０条第４項（特定屋内貯蔵所）

(2) アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所の基準

アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る政令第１０条第７項の規定による同条第１項から第４項までに掲げる基準を超える特例は、次に定めるところによること。

なお、アルキルアルミニウム等は、通常、自然発火性物品及び禁水性物品の両方の性

質を有するものであり、空気中で、又は水と接触して発火しやすいものであること、また、この危険物に係る火災の消火においては、水、二酸化炭素等の消火薬剤を用いることができず、消火が非常に困難であること等その危険性が特異でかつ非常に高いことから特例基準が定められている。（＊＊）

① アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所には、漏えい範囲を局限化するための設備及び漏れたアルキルアルミニウム等を安全な場所に設けられた槽に導入することができる設備を設けなければならない。（規則第１６条の６第２項抜粋）

② アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所については、次の規定は適用しない。（規則第１６条の６第３項抜粋）

ア　政令第１０条第２項（平屋建以外の独立専用屋内貯蔵所）

イ　政令第１０条第３項（建築物の一部に設置する屋内貯蔵所）

ウ　政令第１０条第４項（特定屋内貯蔵所）

(3) ヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所の基準

ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る政令第１０条第７項の規定による同条第１項、第３項及び第４項に掲げる基準を超える特例は、ヒドロキシルアミン等の**温度の上昇による危険な反応を防止するための措置**を講ずることとする。（規則第１６条の７）

＊温度の上昇による危険な反応を防止するための措置

（例）　温度制御装置の設置
　　緊急冷却装置の設置

温度制御装置を単独で設ける必要はなく、温度の上昇による危険な反応を防止するための十分な能力を有するものであれば、換気設備又は可燃性蒸気排出設備などと兼ねた装置とすることが可能である。（平成１４年３月２７日消防危第４６号質疑問１）

危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所

第25	危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所	通　達

１　危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所

危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所に貯蔵する場合は、第６編資料編の平成１０年３月２７日消防危第３６号「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」によること。

危険物をドライコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所

第26	危険物をドライコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所	通　達

１　危険物をドライコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所

危険物をドライコンテナに収納して屋内貯蔵所に貯蔵する場合は、第６編資料編の令和４年１２月１３日消防危第２８３号「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」によること。